

令和3年度 子どもの貧困対策実施計画 評価及び所管の考え・方向性



政策経営部子どもの貧困対策・若年者支援課 令和4年5月作成

「未来へつなぐあだちプロジェクト 第2期子どもの貧困対策実施計画(令和2年度~令和6年度)」に掲載されている事業のうち、特に重点を置く事業などテーマを5つに分けて、外部評価(学識経験者)を行いました。

学識経験者の評価・意見をふまえ、所管の考え・方針をまとめました。 外部評価の結果については、今後の施策に活用してまいります。

外部評価を実施したテーマ

- 1 若年者支援体制の構築
- 2 不登校支援
- 3 外国籍と外国にルーツを持つ子どもたちへの支援
- 4 養育支援・見守り事業
- 5 発達支援

学識経験者

東京都立大学 人文社会学部 教授 阿部 彩

東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 教授 藤原 武男

一橋大学大学院 社会学研究科 教授 山田 哲也

日本大学 文理学部 教授 末冨 芳

テーマ	事業名	所管	学識の評価・意見	所管の考え・方向性
若年者支援体制の構築	1-1 若年者支援協議会の設置 (学び直し含む)	子どもの貧困対 策・若年者支援課	①働く分科会では、企業インターン制度や大学等でのリカレント教育等、支援メニュー充実のため、様々なアクターを開拓してほしい。 ②発達に特性があるケースや望まない妊娠等の場合、「学ぶ」と「働く」だけに区分できない支援ニーズにどのようなサポートができるか、協議会の運営をしつつ検討してほしい。 ③高校中退時にその情報が基礎的自治体(区)に戻る仕組みができることは、人生を停滞させてしまうストレスやハイリスク集団に取り込まれることを防ぎ、困難な若者が見守られる環境が整う。個人情報の取扱いに注意しながら、早急な仕組みの確立を望む。 ④若年者支援協議会のこれからの取組みに期待する。	 ①若年者支援協議会の「働く分科会」で就労支援に取組んでいくが、令和4年度は区内企業に協力を募り、インターン制度に参加いただける企業を増やしていく。区内大学等でのリカレント教育実施については、今後、大学連携事業の中で実施が可能か検討していく。 ②チャレンジ応援会議の「学ぶ分科会」「働く分科会」で区分できないケースについては、今後の分科会運営の中で事例の内容、件数等を把握した上で第三の分科会の設置を検討していく。 ③高校を中退した困難を抱えた若者を支えるための相談窓口を合和4年度に開設を予定している。その「若年者向け専門相談窓口」は、SNSを活用した相談受付と精神科医等による相談・支援体制である。高校を中退しようか悩んでいる生徒の相談にも区内都立高校と連携して対応していく。
	1-2 高校中途退学予防(東京都教育委 長との連携を強化) 高校中途退学に関わる中学校・高 等学校連絡協議会	学力定着推進課	①大学生、大学院生となるとオンラインはだいぶ馴染めているが、中学生、高校生ではタブレットが一人一台支給されているとはいえオンラインでの個別相談会等はハードルが高いように思う。 試行錯誤を重ね、柔軟な手法でオンライン環境を活用した事業展開に期待する。	①コロナ禍が続く中、今後もこれまでどおりの活動が難しくなる局面は 想定しておく必要があると認識している。中学校や高校と意見調整し ながら、オンライン環境を活用した交流・情報発信のあり方など工夫 を重ねていく。
	1-3 教育相談事業	教育相談課	 ①オンライン相談という選択肢を増やし、今までつながらなかった家庭の相談のきっかけとなり大いに評価できる。 ②相談経路は多様である方が相談者に合ったつながり方ができるため、新型コロナウイルス収束後も、オンラインという選択肢を残してほしい。 ③様々な事情や家庭の背景により、カウンセラーとの教育相談になじみのない家庭もあるため、居場所支援や家庭訪問など区から働きかけていくことが特に重要である。自発的に相談に来ない保護者に働きかける仕組みは継続してほしい。 	②オンライン相談は、外出することに抵抗がある子供と話すきっかけとなる有効なツールであり、引き続き活用していく。 ③学校以外の居場所への働きかけは、教育相談の来所時やSSWの家庭 訪問時に提案している。学校以外に居場所があることを知らない保護 者等に対して、多様な居場所があることを教育だよりやあだち広報、 SNS等を通じ広く周知を行っていく。
	1-4 スクールカウンセラー派遣事業	教育相談課	①区と都のスクールカウンセラーが原則週2回、不登校重点支援校では週3回学校に派遣される体制は、とても充実した 取組みである。②教育相談3拠点に統括スクールカンセラー、スクールカウンセラー、心理士など多様な専門性を持つ職員が常駐し手厚 い取組みであるため、継続してほしい。	①②今後も不登校重点支援校(不登校が多い上位5校)へのスクールカウンセラーの加配など支援強化を継続していく。また、教育相談の3拠点(西新井教育相談係・綾瀬教育相談係・竹の塚教育相談係)では、心理職(SC)と福祉職(SSW)が連携し、学校・家庭への迅速な支援に努めていく。
	1-5 スクールソーシャルワーカー活用 事業	教育相談課	 ①区のSSWは、経済的困窮の相談があったときには就学援助や生活保護につなげ、精神疾患が疑われる場合には病院へつなげるなど、関係機関とのつなぎ役として支援を業務としており、高く評価する。他自治体では、不登校支援だけを行っている例もあり、本来あるべき業務を行っている。 ②様々な場面でスクールソーシャルワーカーが関与している状況を見るに、中学校区に1名配置していけたら、より機動的に様々な課題に対応できるのではないか。活用可能な社会資源の情報集約、蓄積、活用のため人員面での更なる充実を期待する。 ③スクールカウンセラーとの意見交流、情報共有を綿密に行い、コロナ禍においても互いの役割について理解し、支援を充実させる仕組みをより一層心がけていただきたい。 	②③令和4年度はスクールソーシャルワーカーの支援を強化するため、3名増員し、18名体制とした。全ての中学校区への配置すると35名のSSWが必要となる。福岡市では、SSWを全中学校72校に配置しているが、23区では全中学校に一人の配置には至っていない。最終的には福岡市のような形態が理想であると考えており、SSWの配置のあり方を検討していく。

テーマ	事業名	所管	学識の評価・意見	所管の考え・方向性
	1-6 セーフティネット事業	くらしとしごとの 相談センター	 ①対象者につながること自体が難しい方から相談を受けるため、目標値を下回ったことは重要視すべきポイントではない。自立のステップアップを支えるような本事業は必要だと感じた。 ②広報を工夫していることや地域に出向いて相談を受ける機会を創出するなど、非常に評価できる。 ③対象者がどこにいるかわからないため、必要と思われる地域での開催等、難しい面もあると思う。特効薬が見つからない課題ではあるが相談しやすい環境づくりに注力し、粘り強く継続してほしい。 ④オンラインでの相談受付やバーチャルな居場所等、対面ではない形も担保するなど、多様なチャンネルを揃えその活用方法を模索してほしい。 	②③ひきこもりへの地域理解のためあだち広報特集面やホームページ、SNSによる情報発信および民生・児童委員など地域の会議に出向き周知を図る。また、多様な相談機会の充実のため、総合相談会・出前相談・オンライン相談のさらなる実施に取り組んでいく。 ④令和4年1月下旬から、ひきこもりや就労支援および生活の総合相談におけるオンライン相談を開始した。引き続き窓口・電話・メール相談を進めながら、今後委託事業と協議し、ツイッターやフェイスブック等で事業内容(イベントや活動について)の発信をしてもらう。また、ひきこもり関連のキーワードでインターネット検索を行った際に「当センターのホームページ」を広告表示させることで、潜在的なひきこもり層(本人、家族等)が相談につながるようアプローチを行っていく。
若年者支援体制の構築	1-7 就労準備支援事業	くらしとしごとの 相談センター	①生活困窮や引きこもり状態に陥り精神的な課題がある方に保健所と連携して医療機関につないだり、就労前に必要な居場所支援の取組みを高く評価する。②相談者に寄り添った支援のため、特に10代から30代とそれ以降ではキャリア形成、働くことの捉え方、就労に向けた準備も異なるため、年代別のグルーピングを工夫される際に検討してほしい。	②10代から30代の若年者においては、特にビジネスマナーや生活習慣およびコミュニケーション能力などの社会参加の形成などを中心とした一般就労に向けた支援プログラムを引続き実施していく。また、それ以外の世代では状況も異なることからグルーピングの際に、より丁寧に対象者一人ひとりに応じた寄り添い支援を行っていく。
	1-8 学習環境整備支援(塾代支援)等	生活保護指導課	 ①目標値が下回った要因は、コロナ禍で学校からの情報が保護者に伝わりにくくなっていることも一つと思われる。保護者が学校に行くことが制限され、保護者同士が立ち話をすることすら憚られ、利用者の率直な感想等これまで口コミで伝わっていたものが断絶されている。 ②貧困の連鎖を断つためにも通塾のメリットや将来の可能性を広げる選択肢のひとつであることを子どもと保護者に理解していただき、多くの子どもに利用していただくことが必要である。 ③塾代支援の利用者・保護者の声をPDFや動画コンテンツ、中学3年生段階の進路指導、三者面談で教員から生徒に制度の情報を提供してほしい。 ④制度を身近に感じていただくような広報手段の工夫に期待する。 ⑤若年者支援協議会と連携し、通塾に関するニーズ把握や働きかけ方の工夫等を検討してほしい。 	 ②③④スティグマに配慮した上で、可能な限り利用者の声を拾い、リアルな体験談を集約し、未利用者に対して制度を身近に感じてもらうような周知チラシの作成を検討する。 ⑤「若年者支援協議会」と連携し、通塾に関するニーズ把握や働きかけ方の工夫等を検討する。

テーマ	事業名	所管	学識の評価・意見	所管の考え・方向性
不登校支援	2-1 登校サポーター派遣事業	教育相談課	①子どもたちに対するアウトリーチ的支援として、とても良い取組みである。②不登校といっても、様々な児童・生徒がいるため、本事業が後押しとなって学校へ行くことができるケースと、逆に子どもや保護者にとってブレッシャーとなるケースがある。保護者と本人のニーズをきめ細かく確認しながら、運用面での細かい配慮を大事に進めてほしい。	②登校サポーターが支援に入る前に、学校・保護者・登校サポーター・SSWの4者が参加する、「ブログラム会議」を実施し、支援の方向性や目標を定めている。この会議において、必要な配慮事項を共有することとしているが、支援開始後も、登校サポーターとSSW等が子どもの状況を確認・連携して対応していく。
	2-2 特例課程教室あすテップ	教育相談課	①通常の学校運営とは違うゆとりを持たせた場所を用意し不登校の子どもを受け入れる本事業は、きめ細やかな支援が可能となる素晴らしい取組みである。②予算面や保護者の送迎の問題はあるが、小学校高学年となると学校の中に通常の学校とは違う居場所があるのは支えになると思われるため、小学校への設置も検討してはどうか。	②中学生と比較し、小学生は学校復帰に向けた取組みが必要であり、学校復帰のみを目的としないあすテップのような通級施設は馴染まないものと考えている。また、小学生は中学生と比較し不登校者が少なく、設置したとしても区内1箇所程度と考える。小学生は一人での電車やバス通級が困難で、保護者の送迎が必要であることから、小学生版のあすテップは現在のところ検討していない。なお、不登校や登校渋りの小学生には校内別室や、NPOが運営する居場所(4箇所)やチャレンジ学級(3箇所)を提案している。
	2-3 適応指導教室 (チャレンジ学級)	教育相談課	 ①小学生と中学生では、魅力に感じる活動等が異なり、学習面での支援も含め学校段階の違いは非常に大きく、中学生が多くいる場所に小学生が通うことはハードルが高い。小学生専用教室の開設は、小学生が通いやすい環境を整えたと言え高く評価する。 ②適応指導教室は、不登校児童・生徒が学校復帰できるよう支援する事業ではあるが、社会的自立につながることが不登校支援のゴールであるため、適応指導教室に居心地がよく定着してしまう児童・生徒の「居場所」として位置づけてもいいのではないか。 ③子どもの状況に応じた不登校支援があることが望ましいので、正式通級とならなかった体験生のデータも示していただくと繋がれたということ自体が実績となる。 	②チャレンジ学級は学校復帰を第一の目標としている。一方、居場所としての位置づけはNPOが運営する居場所支援事業をご案内している。個に応じた多様な教育機会の場を用意し、社会的自立への支援を行っている。 ③チャレンジ学級の正式通級生以外の体験生の人数は、今後、対外的に示していく。
	2-4 不登校児童・生徒の居場所	教育相談課	 ①多くの自治体が取組んでいる不登校支援よりも一歩踏み込んだユニークな支援であり、全国的にも注目されそうな事業である。足立区ならではの不登校支援の展開に期待する。 ②子どもたちと世代が近い運営スタッフがおり、通常の学校や適応指導教室等とは少し違った雰囲気の居場所があるということは、不登校支援の大事なポイントである。子どもたちも多様なので、多様な受け皿のひとつである本取組みは、この居場所ならば通うことができる子どもがいると思われるのでとても興味深い。 ③本事業を利用している不登校生徒が、15時以降の居場所を兼ねた学習支援事業にも参加を希望する場合、その生徒にとってはスタッフも場所も同じなので異なる事業と承知しているが、柔軟に対応していただくよう希望する。 	③14時までは不登校児童・生徒支援、15時以降は生活困窮世帯の子どもに対する支援であるが、どちらも利用条件を満たしている場合は、並行して利用を認めている例もある。児童・生徒の状況に応じた柔軟な支援を行っていく。

テーマ	事業名	所管	学識の評価・意見	所管の考え・方向性
外国籍と外国にルーツを持つ子どもたちへの支援	3-1 日本語適応指導講師の派遣 3-2 音声翻訳機器運用事業 3-3 あだち日本語学習ルーム運営事業 3-4 外国にルーツを持つ児童・生徒の 居場所を兼ねた学習支援事業 3-5 外国人実態調査	3-4~5地域調整課	 ①外国人実態調査は、ニーズ把握という点で重要な取組みである。 ②外国にルーツを持つ家庭は、日本人同士の世帯より学歴も収入も低い傾向にあり、それは父母のどちらかが日本人の場合にも言えるため、出生時から日本に住んでいる子どもは一見問題もないように見えるが貧困という観点からはリスクグループである。 ③外国にルーツを持つ子どもたちは、学習面の遅れだけではなく心の問題に悩むこともある。先生や友達に相談できる場、ネットワークを広げる場としても重要な事業であることを認識して心のフォローも視野に入れ事業を展開してほしい。 ④言葉や学習状況、経済的に問題のない子どもでも、思春期に自分のルーツやアイデンティティの葛藤を生じるケースがあるため、外国にツールを持つ子どもたちと集まれる居場所の展開も検討してほしい。 ⑤日本語を教える場が子どもの貧困問題を発見しうる最初の窓口であるかもしれないという視点をもち、ただ「日本語を教える場所」と発信するのではなく、子どもたちのニーズを拾い、必要な機関へつなげていく機能もあることを明示してほしい。 ⑥日本は同調圧力が強いため、肌の色が違うことなどを恥ずかしいと思う子どももいる。区からダイバーシティ・個性は大切であるというメッセージ発信や子どもたちが活躍する場所を提供し、自分のアイデンティティを肯定的に受けとめられるよう仕掛ける必要がある。 	③⑤日本語適応指導講師 (派遣講師) ならびに日本語指導員 (あだち日本語音学習ルーム勤務) に対しては、子どもの資因という視点を持っは、子どものカッコローを行っていくよう指導していく。 具体的には子どもの心の異変等に気づいた際は、指導の記録等に、からの出て、教育指導課に報告するよう周知する。今所するという案件もあった。各児童・生徒の母語に精通した跡にがいては、あだち日本語学習ルー生徒が見強相談所が知りないない機像もあると思われるため、日本語学習の場が外国籍を行っているが、ないう案件もあったと思われるため、日本語学習の場が外国籍を行っているがない機像もあると思われるため、日本語学習の場が外国籍を持つて指導にあたっていく。【教育指導課】 ③④「外国にルーツを持つ児童・生徒の居場所を兼ねた学習支援事業」はNPO法人に委託して実施しているが、臨床心理士を配置して子どもの相談に乗るなど、個々の心の問題のフォローも行えるような体制を整えている。相談の中で子どもたちからのニーマを関き出しサポートできるよう努めている。例えば、学校の先生とと汲み取ることに加え、保護者面談を通じて生活上の困りごと生と登後出のしいる。言を開意して、学習状況の共有や提出の葉や学習状況、経済的するととで、学習状況の共有や提出の業や学習状況、経済的としても、の循渡し役を担っている。の確認が行えるなど、学校と保護者の橋渡し役を担っている。の確認が行えるなど、学校と保護者の橋渡し後を担っている。こととして表情団体が複数活動しており、区としてもホームページでようでといる。といまによづき各事業を展開しているが、子どもたちが自分では、またまできな化共生社会の実現を目指し、足立区多文化共生推進計画に基づき各事業を展開しているが、子どもたちが自分でよりまでは、またまできるとは、またまでは、またまできる。といまでは、またまできる。といまでは、またまできる。といまでは、またまできる。といまでは、またまできる。といまでは、またまできる。といまでは、またまできる。といまできる。といまでは、またまできる。といまでは、またまできる。といまでは、またまできる。といまでは、またまでは
養育支援・見守り事業	4-1 きかせて子育て訪問事業 (養育困難改善事業)	こども家庭支援課	 ①ASMAPのAからDランク全妊婦を対象としているにしては、本事業は利用者数が少なすぎる。いかに多くの妊産婦と関わるかが重要となる事業であるため、対象者が抱えるニーズ、事業の利用に至らない原因について検証し、保健予防課との連携を強化して抜本的に本事業の仕組みを見直してほしい。 ②声をあげられない子どもたちのためにあるという立ち位置からぶれずにいていただきたい。ニーズがないのではなく、ニーズがあることを自分自身でも認識できていない対象者が多いということを念頭に置いて事業を展開する必要がある。 ③他自治体をみても、衛生分野と教育・福祉分野の連携が難しいのは理解しているが、ぜひASMAPを活用し、事業を展開してほしい。 ④児童虐待対応についてもデーターベース化してアセスメントしたほうがよいと思う。 	 ①③令和5年度以降の本事業の委託事業者の選定にむけたプロポーザルを実施予定であるので、その前に、本事業の位置づけや内容を再検討し、必要な見直しをしたいと考えている。 ②潜在的ニーズへの対応として未通園の3歳児世帯(出国状況等も加味して抽出)を対象としたアウトリーチ型の戸別訪問を実行していく。 ④児童虐待対応については、全国的にデータベース化されたものはない。令和6年度から7年度にかけて、こども家庭支援課の児童家庭相談システムの導入を考えているので、そうしたシステム化のなかで、アセスメントについてもデータ化できないか検討していく。
発達支援	5-1 発達支援児に対する事業の推進	支援管理課	 ①「気づく」は区から攻めていく話なので、保健予防課とデータ及び情報共有を行うとともに、支援管理課の心理士と連携を深めることで妥当性のある尺度で親が子どもの発達に「気づく」仕組みがつくれると思う。 ②4歳児の気づきの仕組みは、公立保育園と私立保育園に限定されており、参加していない保育園と幼稚園でも一定数の対象児童がいると思われる。早期介入のためにも対象の拡充を検討してほしい。 ③発達支援児保育は、保育園等に通っていない子どももいるため、早期の気づきの視点から1歳半健診や3歳児健診と連動していただきたい。 ④特別支援教室(コミュニケーションの教室)が全小中学校に設置でき、通常クラスの子どもたちとの交流や多様性について学ぶことができるといいと思う。特別支援教室と就学移行プログラムのペアレントトレーニングを利用してどうなったか効果評価を行い、さらには特別支援教室に通わなかった子どもの評価を何とか取れるとより説得力が増す。 	 ①コロナ禍で中止となってしまったが、1歳児健診・3歳児健診の観察ボイントを学ぶ研修を実施し、保健師と心理士との共通理解の促進を進めてきた。今後も情報の共有に努めていきたい。 ②気づきの仕組みの実施としては、令和4年度までに認可保育所全園実施に向け専門職の人的確保や技術向上等の体制を整備し、その後、幼稚園等への対応を令和6年度実施に向け検討していく。 ③保健センターの1歳半健診・3歳児健診との連動は、心理相談をうけた児童の情報は保健師につなぐだけではなく、来所相談時にも情報共有している。今後も共有した情報を在宅児童の支援へと生かしていく。 ④就学移行プログラムのビフォーアフターでの効果測定は行っている。現在は数校のみの実施であるが、6月までに検証結果をまとめ、評価をおこなっていく。